

綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都市圏ビジョンの構成内容(案)

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
				1	企画財政課	宮崎広域連携担当者会議運営事業					×	次期「地方創生総合戦略」策定事業に組替			
				2	企画財政課	次期「地方創生総合戦略」策定事業(企画振興総務費)									
1 子育て支援の充実	<p>■結婚や妊娠・出産においては、出会いの場創出、地域の保育環境、企業の組織風土、妊娠や出産に関する情報提供など、若い世代が、結婚し、生み育てたいと思う個人の気持ちを後押しできるように、選択の幅を広げる取組が重要になります。結婚や子育てに対する満足度を高め、子どもたちにも幸せの実感が生まれるという循環を作り出します。</p> <p>■親になるための育児法を学ぶ機会の提供や経済的な支援など、子育てを社会全体で支える環境を形成するとともに、ライフスタイルの多様化に対応するため、充実した情報や利用しやすい環境を整備します。</p> <p>■学校と地域やNPO等の多様な主体が連携した子育ての支援体制を構築するとともに、子どもたちに伝わっていない地元の魅力的な資源や産業を教育カリキュラムの中で提供し、地域への愛着や関心を高めていきます。</p>	1-1 結婚サポートや出産ケアの充実	○関係機関との連携による結婚希望者に出会いの場を提供する。	3	福祉保健課	児童対策費	チャイルドシートやジュニアシートを購入する者に対し、購入費を補助し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。								
			○妊娠・出産に関する情報提供を行うとともに、妊婦及び産婦の健診受診率向上に努め、助産師・保健師による相談・訪問など、安心して出産できる環境を整備する。	4	福祉保健課	出生率向上対策	出産を奨励し次代を担う児童の健全育成と町の活力ある発展の為に出産祝い金(第3子:10万円、第4子以降:30万円)を支給するとともに、町内の工房が製作する乳児椅子を贈呈する。								
			○不妊に悩む人達の相談に応じるとともに、不妊治療費の助成を行う。	5	福祉保健課	母子保健対策費	発達心理相談や判定による発達障害児の早期発見・療育支援を実施するとともに、利用者も増加している為実施回数を増やし支援体制の強化を図る。また、1歳半児及び3歳半児健診時に併せて、言葉の相談及び発達心理相談等を実施する。			○					
				6	福祉保健課	不妊治療費助成事業(母子保健対策費)	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する為、不妊治療などを受ける夫婦に対して治療費を助成する。			○					
				7	福祉保健課	妊産婦・乳幼児健康診査	妊婦及び胎児の疾病等を早期発見・早期治療することを目的に、妊娠中の健康状態を確認する健康診査を県内の医療機関及び助産所において実施し、費用の一部を助成する。また、産後2週間と産後1か月の産後健診実施により、産後うつ予防・育児不安軽減などを早期に発見し、早い時期からの産婦支援を図る。			○					
				8	福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(妊婦・出産包括支援事業)	助産師・保健師訪問により、妊娠中の順調な経過の支援とともに出産早期から育児支援を実施する。また、妊娠から子育てに係る不安の負担を軽減する為、母子保健コーディネーター(保健師)訪問などによる相談対応とともに、状況に応じたサービス情報の提供など、関係機関と連携し切れ目ない支援を実施する。			○					
				9	企画財政課	結婚新生活支援事業	これまでの妊娠・出産、子育て支援に加え、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図る為、新婚世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用に係る支援を行う。			○					
				1-2 乳幼児の健康の保持と増進	○子どもの医療費の継続により、児童の健康維持を図る。	10	福祉保健課	子どもの医療費	子どもの健全な発育の促進を図ることを目的として、医療費の全額を扶助する。 ※中学生まで自己負担無し、小学生・中学生の入院は償還払			○	○		
			○子育てに関する情報提供を行うとともに、保健師・助産師などによる乳幼児の相談・訪問などの充実を図る。		11	福祉保健課	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生や蔓延防止の為、乳幼児等に対して、予防接種法に基づく各種定期予防接種を実施するとともに、医療機関にて実施する任意のワクチン接種費用の一部助成を行う。			○				
		○乳児健診・1歳児健診・1歳半児健診・3歳半児健診などの受診率向上に努め、病気や障害の早期発見に努める。	12		福祉保健課	1歳6ヵ月児健康診査	疾病の早期発見・早期治療、しつけ・習慣形成・疾病予防指導・食生活見直し・虫歯予防等を目的として、乳幼児健康診査を宮日母子事業団の協力を得て実施する。発達心理相談の実施。								
			13		福祉保健課	3歳6ヵ月健康診査									
			14		福祉保健課	5歳児相談事業	就学前児童全員を対象に児童の持つ能力を多面的に評価し、就学に向け十分発揮できるよう、視能訓練士や臨床発達心理士などによる検査と個別相談を実施する。								
			1-3 多様な教育・保育サービスの提供		○保育士の確保と質の向上に努め、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。	15	福祉保健課	児童運営費(認可保育所等における広域事業)	公立保育所の運営費。 また、圏域における広域的な保育ニーズに対応する為、認可保育所等への広域入所に取り組む。			○	○		
		○おやじの会や保護者学習会を通じて親心を育て、相互に信頼できる良好な保育環境づくりを図る。		16	福祉保健課	子どものための教育・保育給付費負担金	認定区分ごとに定められた国の基準により、運営にかかる費用を算定し、施設に対して委託費を支給する。			○					
				17	福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(一時預かり事業)	保護者の多様な就労形態への対応や育児ストレスの解消等を図る為、子育て支援センターにて一時預かりを実施する。			○					
				18	福祉保健課	すくすく保育支援事業	義務教育就学前児童のいる世帯の子育てを、行政と商店等が一体となって支援する機運を醸成し、児童の健全な育成を図るとともに、その世帯の経済的負担を軽減し、併せて地域経済の発展に寄与することを目的として、商工会の発券するプレミアム商品券の購入に対する助成を行う。								
				19	福祉保健課	病児・病後児保育事業	病気の治療中・回復期にあって集団保育が困難な期間に、一時的にその児童の預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する。			○	○				
				20	教育総務課	綾幼稚園運営補助	綾町教育振興事業関係補助金交付要綱に基づく綾幼稚園運営補助を行う。							×	経営安定が図られた為事業終了

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由				
		1-4 学校教育・放課後児童対策の充実	○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度を養い、地域で活躍できる人材の育成を図る。  ○自治公民館活動・子ども会活動・スポーツ少年団活動など、学校外活動との連携を深め、体験学習やキャリア教育などの充実を図る。  ○放課後児童クラブを希望する児童すべてが安全に利用できる環境を整備し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	21	企画財政課	子ども農山漁村交流による地域活性化事業(子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業)	地域社会と連携できるコーディネーターを配置し、農村と都市との交流を行い、宿泊・地域学習などのさまざまな体験を通じ、子どもに生きる力と天地自然の恵みに感謝する心を育むとともに、地域活性化を図る。	○								
				22	町民生活課	安全な町づくり推進	防犯協会・安全なまちづくり推進協議会・警察署などの関係機関・自治公民館・町民が、相互に連携・協力を努め、情報共有により、町民総ぐるみで地域の安全確保を図るとともに、防犯パトロール隊による登下校時間の巡回などによる児童の見守り体制を充実させる。									
				23	福祉保健課	放課後児童対策	就労や病気等により、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることが出来ない小学校就学時を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する為、児童館にて児童クラブの運営を行い、健やかな成長を促す。	○	○							
				24	福祉保健課	児童館管理運営	児童館管理運営を綾町社会福祉協議会に運営委託し、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助する。			○						
				25	福祉保健課	遠隔地児童通学扶助	僻地から保育所・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒の保護者に対して手当を支給することにより、保護者の負担を軽減を図る。									
				26	教育総務課	教育・就学相談事業(生徒指導対策事業・教育委員会総務費)	支援の必要な児童生徒について巡回相談を行ったり、特別支援教育就学相談委員会を開催し、適切な入級ができるよう支援する。	○								
				27	教育総務課	いじめ防止対策事業(いじめ防止対策委員会)	教育委員会や学校がいじめの未然防止、早期対応への体制を整備する為、必要な付属機関を設置し、いじめ防止に取り組む。	○								
				28	教育総務課	管理総務費(小・中学校)	ICT機器等の効果的な活用促進による児童生徒の情報活用能力及び学力を高める為、また教職員の業務支援を行い児童生徒と向き合う時間を確保していくため、小・中学校に対し、ICT支援員を2学期から常駐させるため、支援業務を委託する。				○					
				29	教育総務課	学校教育におけるICT機器導入事業(教育振興総務費(小・中学校))	情報活用能力及び学力を高めるため、児童生徒に対してH31年度2学期からICT環境を整備する。	○			○					
				30	教育総務課	遠隔地通学児童帰宅支援(タクシー利用)	遠距離通学児童の帰宅時の送致をタクシー会社に委託することにより、児童の安全確保を図る。									
				31	社会教育課	放課後子ども教室	放課後や週末に公民館を活用して、安全・安心に過ごせる居場所を設け、英会話教室をはじめ、生花・料理・茶道などの体験教室、自然や文化・歴史を体験しながら学ぶ教室を実施し、児童の健全育成を推進する。				○		×	「みんなで育てるみやざきっ子推進事業」に統合		
				32	社会教育課	海外ホームスティ(中学生)事業	中学生を対象にシンガポールへのホームスティ派遣及び相手先からの受入事業を実施し、国際交流を図るとともに、グローバルな視点を養う。									
				33	社会教育課	三世代ふれあい事業	小学校3年を対象に高年者とのふれあい活動を実施し、郷土に伝わるおもちゃ等を作り遊ぶ体験を通して昔の文化や生活に触れさせるとともに、交流により高年者を敬う態度を育む。							×	綾城管理・文化財史跡調査事業に統合	
				34	社会教育課	みんなで育てるみやざきっ子推進事業	茶道・料理・英会話教室をはじめ、異学年が共同生活を行いながら通学しながら自然体験・集団の中での行動・身の回りの整理など、少子化の環境の中で体験学習を通じて児童の健全育成を図る。					○				
				35	社会教育課	学校支援地域本部事業	学校運営協議会を中心とした学校と地域が互いの役割を認識して相互の連携協働を図るとともに、学校地域支援ボランティアとして町内からボランティアを募り、学校内で学習支援や環境支援を行う。									
				36	教育総務課	特別支援教育対策事業	教育上の支援を必要とする児童について、学習支援員及び学校介助員を配置する。									
				37	教育総務課	学校給食地産地消推進事業	小・中学校給食の食材について、町内で生産される新鮮な農畜産物を使用することにより、地元農業への関心を高め、感謝の気持ちを育むなど、食育の推進を図る。									
				38	教育総務課	ユネスコスクール推進事業(小・中教育振興総務費)	ユネスコスクール同士の交流を深め、先進的な取り組みや活動している方を招聘し、グローバル視点でエコパーク及びユネスコスクールの意義を深めるとともに認識向上を図る。また、人生経験豊富で多様な社会人との交流など「ふるさと教育」により、ふるさとを見つめなおすとともに生きる力や郷土愛を育む。									
				39	福祉保健課	総合発達支援センター負担金(保健対策総務費)	障がいの早期発見・早期療育のほか、在宅障がい児(者)を支援する為、医療ケアや相談部門を含む総合療育拠点である宮崎市総合発達支援センターの運営費を負担する。	○								
				40	福祉保健課	子育て支援センター運営事業(子育て支援センター運営費)	地域の子育て家庭に対し、親子ふれあい遊び・子育て講話・親子運動会などを通じて、相互に交流を図るとともに、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の把握・提供を行う。	○			○					
				41	福祉保健課	ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ運営負担事業)	勤労者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進する為、育児援助を受けたい人を行いたい人を登録し組織化した「ファミリー・サポート・センターみやざき」と連携し、広域での取組を実施する。また、多子世帯・ひとり親世帯がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合、利用料の一部を助成する。	◎			○					事業名称変更

※「都市圏ビジョンの位置づけ」欄の◎は、新たに位置づける事業を指しています。

綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都市圏ビジョンの構成内容(案)

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
2 医療・福祉の充実	<p>■健康増進と予防に重点を置いた取組を推進することで、住み慣れた家で継続して生活が送れるように、在宅医療や生活支援のあり方が重要になります。医療や介護だけでなく、様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。</p> <p>■医師の高齢化や減少、今後の医療サービスの需要を考慮すると、若年の医師や看護師の確保や育成が重要になっています。医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進めます。高齢者を支える現役世代に対して、子どもを産み、育てやすい環境を整備するためには、産後の母親の心と体をケアする医療環境を確保していきます。</p> <p>■介護職を確保するため、労働環境や雇用条件を改善するとともに、新規就業につなげる取組が重要になります。医療や介護需要に対応して、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいますが、施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加しているため、将来的には、供給過多も想定されるため、一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進めます。</p> <p>■老人クラブのあり方や行政や地域、企業、NPOなど多様な主体が連携し、何らかのインセンティブを動かせることも視野に入れ、多様化したライフスタイルに対応した、高齢者の生きがいの場を創出することに努めます。富裕層の若年高齢者を引き込むための新しいライフスタイルとして、住まいを中心とした生活環境を提案するCCRCの取組を検討します。</p>	2-1 食育・食生活の充実	<p>○食生活改善推進員・自治公民館・教育機関などと連携し、食生活の見直しから生活習慣病予防の啓発普及に努める。</p> <p>○管理栄養士による親子料理教室などを行い、食育活動の充実を図る。</p>	42	農林振興課	食育・地産地消推進事業	農協青年部が実施する小学5年生を対象にしたお米学習など、食育・地産地消活動を推進する団体等の活動費用の一部を補助し、体験を通じた食育と地産地消の推進を図る。								
		43	教育総務課	学校給食地産地消推進事業【再掲】	小・中学校給食の食材について、町内で生産される新鮮な農畜産物を使用することにより、地元農業への関心を高め、感謝の気持ちを育むなど、食育の推進を図る。										
		44	福祉保健課	給食(中坪)	公立保育施設4カ所分の給食調理業務を一元化し、集中的な調理・管理による内容充実と地元産の有機野菜等を多く取り入れ「食育」「地産地消」を図るとともに、多様化するアレルギー児童などにきめ細やかに対応する。										
		45	福祉保健課	心と体の栄養事業	食生活改善ボランティアとして、心身の健康と食育を広められる人材を育成するとともに、乳幼児の時期から親子・男性料理教室などに参加を促し、食育・郷土料理伝承・健康教育などにより健康志向への機運醸成を図る。										
		2-2 高次医療サービスの提供	○宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会などと連携し広域医療の充実を図る。	46	福祉保健課	宮崎市郡医師会病院の移転支援【個別事業なし】	関係機関と連携し、宮崎市郡医師会病院の宮崎西インターチェンジ周辺への移転を支援する。	○							
		2-3 地域医療サービスの確保	○宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会などと連携し、夜間急病センター・小児診療所・在宅当番医制共同事業運営などの医療体制を確保する。	47	福祉保健課	共同利用型病院負担金事業(保健対策総務費)	共同利用型病院(宮崎市郡医師会病院)の運営費補助を行い、2次救急医療体制の充実を図る。	○							
		48	福祉保健課	夜間急病センター管理運営負担金(保健対策総務費)	夜間急病センターの管理運営を宮崎市郡医師会病院に委託し、初期救急医療体制の充実を図る。	○									
		49	福祉保健課	在宅当番医制共同運営費負担金(保健対策総務費)	在宅当番医制により日曜・祝日・年末年始の医療機関を確保し、初期救急医療の充実を図る。	○									
		50	福祉保健課	宮崎大学医学部小児科寄附講座負担金	「宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座」の運営を支援し、小児医療に関心を持つ学生の教育や次世代を担う若い小児科医の人材育成を進め、夜間急病センター小児科をはじめとする県央地域における小児医療体制の充実を図る。	◎		○							
		51	福祉保健課	総合発達支援センター運営費負担金(保健対策総務費【再掲】)	障がいの早期発見・早期療育のほか、在宅障がい児(者)を支援する為、医療ケアや相談部門を含む総合療育拠点である宮崎市総合発達支援センターの運営費を負担する。	○									
		52	福祉保健課	歯周疾患検診事業	生活習慣病である歯周疾患を予防・発見する為、30歳～70歳までの5歳刻みを対象に検診し、歯の喪失予防を図ることで高齢期において健康で快適な生活が送れることを目的とする。自己負担500円			○							
		53	福祉保健課	しなやか血管骨太健診	フレッシュ健診及び消防団健診などの健診の受診率アップを目指す。また、骨粗しょう症検診を追加健康づくりに繋げるとともに、特定健診とフレッシュ健診を同時に実施し、健診機会をふやす。			○							
		54	福祉保健課	がん検診推進事業(がん検診事業)	各種がん検診の早期発見・早期治療・健康に関する意識の啓発と健康増進を図るとともに、特定健診とがん検診の同時実施などによる受診率向上を図る。	○	○								
		55	福祉保健課	町単独高齢者福祉事業	通院等の為にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。										
		56	福祉保健課	配食サービス事業	65歳以上の高齢者で、調理ができず支援する家族等がいない高齢者、障がい者等を対象に、社会福祉協議会に委託し、食事の自立支援サービスを行い、全ての食材を町内で仕入れ、安全・安心な食事を提供する。										
		57	福祉保健課	軽度生活援助事業	介護保険の自立と認定された65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、自宅にシルバー人材センターに委託している生活援助員を派遣して、日常生活における軽易な援助を行う。										
		58	福祉保健課	地域包括支援センター運営事業(地域包括支援センター費)	地域包括ケアシステム構築の中核的機関として、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントや地域の総合窓口、高齢者の権利擁護等を実施する為、地域包括支援センターの管理運営を行う。										
		59	福祉保健課	介護認定審査会共同運営事業(審査会費【特会】)	宮崎市・国富町と共同で、宮崎東諸県地域介護認定審査会を設置し、審査基準の平準化、認定の公平・公正性を確保するとともに運営の効率化を図る。	○									
		60	福祉保健課	認知症地域支援・ケア向上事業【特会】	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築推進を図るとともに、認知症の早期診断、早期対応。認知症地域支援推進員による相談対応など実施する。			○							
		61	福祉保健課	生活支援体制整備等事業(生活支援体制整備事業【特会】)	地域に不足するサービスの創出や関係者間の情報共有(ネットワーク構築)といった取組を行う生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体を設置し、生活支援・介護予防に係るサービス基盤の整備を図る。	○	○								
		62	福祉保健課	在宅医療・介護連携推進事業【特会】	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していくために、在宅医療と介護を一体的に提供していくことを目指し、医療や介護に携わる関係者への支援や研修会、地域住民への啓発等を行う。	○	○								
		2-5 高齢者の生きがいの場の創出	○高齢者の福祉施設等における活動に対し、換金可能なポイントを付与するなど、生涯学習など、可能性やスキルに応じた世代間交流の機会創出により、高齢者の社会参加を促進する。	63	福祉保健課	高齢者クラブ活動費	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。			○					
		64	社会教育課	公民館生涯学習講座	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。										
		2-6 障がいの自立と社会参加の促進	○関係機関と連携し、就労支援施設などの機能強化を支援し、障がいの者の雇用・就労の促進を図るとともに、福祉サービスの提供により、障がいのある方の自立意識の高揚と社会参加の促進を図る。	65	福祉保健課	障がい福祉サービス認定審査事業(障がい福祉サービス認定審査)	障がい福祉サービスの利用に必要な障がい福祉サービス認定審査を、認定審査会を設置・運営するとともに、制度の周知や職員、認定調査員及び審査会委員の資質向上の研修を行い、適正な区分判定を宮崎市に委託する。	○							
		66	福祉保健課	障がい者介護給付費訓練等給付費	身障・療育・精神手帳保持者で、日常生活に居宅サービスを必要とする者、施設への入所・通所を希望する者が、各自で選択し利用する為の費用。			○							
		67	福祉保健課	宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業(障がい者地域生活支援事業)	障がい者の社会参加や日中における活動の場の確保や障がい児・者とその家族の安定的かつ快適な地域生活を支援するとともに、「宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター」における各種支援の実施及びセンター事業負担金の支出を行う。	○	○								
		68	福祉保健課	町単独障がい者扶助	身体・知的・精神障がい者(年金受給者を除く)に特別手当を支給することにより社会活動を促進し、生活意欲を高揚する等福祉の増進を図るとともに、重度の障がい者を在宅介護する者に対し扶助する。										
		69	福祉保健課	町単独高齢者福祉事業【再掲】	通院等の為にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。										

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由
3 居住環境の充実	<p>■複雑・多様化する地域課題を解決していくには、地域活動を担う人財の育成を図り、多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。自立性の高い地域コミュニティを形成し、地域活動を維持、発展していくには、消防団、地域まちづくり推進委員会やNPO法人などの多様な活動主体が協力して取り組むとともに、女性や高齢者の社会参加を促し、子育てや高齢者の触れ合いなど地域福祉に係る活動を推進していきます。</p> <p>■中古住宅を安心して売買、あるいは賃貸できるように、良質な住宅ストックの形成と流通を促進するための環境を整備することで、既存ストックの有効活用が、地域福祉の向上、あるいは地域活動の活性化につながるなど、空き家対策と地域施策との連携を図ります。</p> <p>■地域経済の活性化を図る観点から、民間と連携しながら、公的不動産の利活用を図っていく必要があります。公的不動産の利活用にあたっては、民間投資による収益施設等の整備を図るなど、採算性を考慮した自立性の高い経営を支援します。</p> <p>■地元の若者が定着できる定住対策を推進し、引いては移住者の増加につなげていくことが重要になります。そのためには、雇用の受け皿と住居の確保が必要になるため、行政、不動産業者、ハローワーク、企業、農業関係者など多様な機関が連携して、移住希望者が求める情報を適切に提供していきます。</p> <p>■地産地消のエネルギー政策を推進することで、地元の出資をはじめ、地域内で消費する仕組みを構築し、域内における資金の循環を高めていきます。太陽光発電の買取価格は、低下することが予想されますが、余剰電力を売電するだけでなく、蓄電等の対応も重要となり、エネルギーマネジメントシステムを構築し、域内における多様なエネルギーを効率的に活用することを検討します。</p>	3-1 既存ストックの有効活用	○自治公民館や関係団体等と連携し、空き家バンクへの登録促進情報の収集と情報発信をするとともに、空き家再生事業による住環境整備を行う。	70	総務税政課	綾町空き家情報バンク事業(町有住宅維持管理)	空き家の有効活用を通じて、綾町への定住促進による地域の活性化を図る。	○				
		71	総務税政課	町有住宅維持管理(空き家改修事業)	空き家を所有者から5年間借り受け、250万円を限度にリニューアル後に町有住宅として移住者などに賃貸する。	○	○					
		72	総務税政課	若者定住促進住宅料補助事業	若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに自治公民館活動の充実を図ることを目的に、結婚直後、就学前および小学校就学中の子育て家庭の支援として、民間のアパートや借家の賃料の一部を補助する。	○	○					
		73	企画財政課	太陽光発電システム設置事業	地球温暖化の防止と町民の環境保全意識の高揚及び商工業の振興を図る為、太陽光発電システムを設置する者に対し、設置費用の一部を設置確認後に補助金を交付する。	○			×	補助件数も目標に達し、システムの普及等、所期の目的を達成した		
		74	総務税政課	広域消防負担金	○防災士資格取得などにより、防災リーダー育成を推進するとともに、町民一斉防災訓練により、高齢者などの災害弱者の安全確保に配慮した災害時の対応や行動など、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。	○						
		75	総務税政課	消防団活動	○消防設備及び消防団活動の充実・強化を図るとともに、団員の確保に努る。				○			
		76	総務税政課	消防団地域活性化事業	地域防災のリーダーとなる人材を目指し、防災士の資格を取得する為の費用を補助するとともに、町・地区行事や諸活動への積極的な参加による防災啓発活動や消防団が行う地域活動をサポートし、地域活性化及び安心・安全なまちづくりを図る。							
		77	総務税政課	緊急防災・減災事業	防災行政無線を既存のアナログ無線から完全デジタル化へ平成34年度までに移行するとともに、消防詰め所の改修や整備などの防災用資機材・防災拠点の強化を年次的に行い、安全・安心のまちづくりを図る。				○			
		78	町民生活課	河川浄化対策事業(環境保全費)	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	○						
		79	町民生活課	河川浄化対策事業(廃油せっけん製造)	○「綾町女性の会」と一体となって、川をきれいにする条例を町民一人一人が遵守し行動できるよう推進するとともに、流域自治体の連携のもと、河川浄化対策を推進する。	○						
		80	町民生活課	エコクリーンプラザみやざき運営管理事業(エコクリーンプラザみやざき運営管理費)	○本町産木材利用推進事業などの助成事業により、伐期を迎えた地元産出木材による住宅などの建築を推奨するとともに、森林機能を保全するため、再造林などの山林所有者事業実施者への助成を行い、循環型の山林経営を推進する。	○						
		81	町民生活課	生ごみ収集管理費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥を生産し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。							
		82	町民生活課	ごみ減量啓発事業(ゴミ対策総務費【宮崎県4R推進協議会負担金】)	施設見学会、各種イベント参加による啓発、チラシ等による啓発等を通じて、町民のごみ減量と再資源化への意識高揚を図る。	○						
		83	農林振興課	間伐・植林促進強化対策事業(森林整備事業)	伐採後再造林の費用負担により、造林が減り、森林資源の循環サイクルが途絶えるだけでなく、山の持っている水源涵養の機能や土砂流出防備の機能が損なわれ、災害発生の危険も危惧されることから、荒廃した山地を防ぐため国庫事業の上乗せ補助を行う。	○						
84	農林振興課	綾産木材利用推進事業	町内産木材を使用した家屋を建築する施主・山林所有者や林業者・工務店に費用の一部を補助し、木材の利用拡大と再造林を図るとともに、地域経済の活性化と定住を促進する。	○				×	一部事業者のみの利用となっており、新たな取り組みを検討する。			

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
		3-5 地域コミュニティの活性化	<p>○自治公民館施設整備の支援を行うとともに、中核となる人財の育成に努め、自主的な自治活動を促進する。</p> <p>○住みよい地域づくりを目指し、自治公民館連絡協議会が定めた「4つの目標、18の実践」の支援に努め、自治公民館と行政の連携を図る。</p> <p>○多種多様な地域の課題解決のため、自治公民館と連携し、ニーズに即したサービスを提供するとともに、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の視点を含めた取組を推進し、自立性の高いコミュニティの形成を図る。</p>	85	ユネスコエコパーク推進室	地域と住民活動の元気創出活性化事業(まちづくり協議会推進事業)	町民活動と地域活動相互の活発な連携によるまちづくりを目指したワークショップの実施や地域の実情に応じた活動を行なうためのワークショップを開催し、地域住民独自の地域活動団体を創出と活性化を図る。また、町への持続可能な取組の施策を提言する。	○	○				
				86	福祉保健課	高齢者クラブ活動費【再掲】	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。		○				
				87	町民生活課	消費者行政推進事業(消費者行政推進交付金事業)	消費生活にかかる相談・苦情への対応・情報収集を行うほか、消費者に対して出前講座などの啓発事業を行う。	○					
				88	社会教育課	綾城管理・文化財史跡調査事業	町内に点在する古墳や史跡の価値を展示等により広く周知するとともに、適切に管理し後世に引き継ぐ。	○					
				89	社会教育課	公民館費	自治公民館活動や整備の支援を行い、自治意識の高揚に努めるとともに、地域づくりの中核を担う人材の育成に努め、町民の自主的な自治活動を促進し、人と人が支えあい、助け合う絆社会の構築を推進する。また、公民館活動については、総合賠償補償保険に加入する。						
				90	社会教育課	民主団体活動育成旧事業名「壮年活動推進」	地域活動の中心として活躍する団体の活動を支援し、地域の活性化を図る。						
				91	社会教育課	三世代ふれあい事業【再掲】	小学校3年生を対象に高齢者とのふれあい活動を実施し、郷土に伝わるおもちゃ等を作り遊ぶ体験を通して昔の文化や生活に触れさせるとともに、交流により高齢者を敬う態度を育む。					×	綾城管理・文化財史跡調査事業に統合
				92	社会教育課	公民館生涯学習講座【再掲】	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。						
				93	社会教育課	民俗芸能伝承事業(芸術文化対策事業)	各公民館それぞれに伝わる幾代にもわたり歌い踊り継がれた伝統芸能の保存・伝承を通じて、地域コミュニティ力の強化を図るとともに、生涯学習等で学んだ成果を発表する場を提供し、芸術文化活動の推進を図る。	○					
				94	社会教育課	花いっぱい運動	自然豊かな花のある美しい町づくりの為、町内の沿道や各公民館の花壇などへ花の植栽活動を通年、全町的に行う。						
				95	社会教育課	綾町民体育大会	町民の全体の連帯意識高揚を目指し、親睦と融和の輪を広げ自治公民館活動の活性化とともに、体力の向上・健康の維持増進を図る。						
				96	総務税政課	若者定住促進住宅料補助【再掲】	若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに自治公民館活動の充実を図ることを目的に、結婚直後、就学前および小学校就学中の子育て家庭の支援として、民間のアパートや借家の賃料の一部を補助する。平成34年3月31日まで制度延長。	○	○				
				97	企画財政課	移住促進事業	町内事業所と連携し、地域で働く意識の啓発と動画によるホームページの充実とともに、地域の魅力を移住希望者などに分かりやすく発信するなどにより移住促進に取り組み、若者定着による地域力の維持・発展を図る。	○	○				
				98	産業観光課	住宅リフォーム補助事業	町民が自己の居住する住宅等を町内の施工業者を利用して修繕及び補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助することにより、生活環境の向上に資するとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、町内産業全体の活性化を図る。						

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
4 人財の育成	<p>■若者の地元定着を図るには、教育機関と地元の企業との連携により、従業者のスキルアップや雇用条件を改善するなど、地域や企業ニーズに合った人財を育成していくことに努めます。また、将来の就業を意識した教育を提供し、専門技術等を有する人財の育成につなげていきます。</p> <p>将来にわたって担い手を確保するために、企業のマネジメント層の人財を育成する環境を整備するとともに、企業の経営者の経営に対する認識やノウハウを高めていくことを支援します。</p> <p>■就農者の高齢化が課題となっており、農業の生産性を向上させるシステムを構築し、農業後継者を含めた新規就農者の確保を図ります。また、大学等との連携により、健康増進を推進する取組やヘルスケア産業を育成していくとともに、農業ができるシステムを広域で構築し、そして、農業の生産基盤を維持・向上させていくために、農業所得を上げていけるよう支援します。</p> <p>■今後、高齢化の進行により、医療・福祉分野のニーズはさらに高まることが予想されるため、医療や福祉に携わる専門職の育成と確保は重要になります。福祉職については、勤続年数や現金給与額等を考慮して、労働環境や雇用条件の改善が図られるよう働きかけます。</p> <p>■経済効果を生む観点からの観光戦略が重要であり、質の高いサービスが提供できる人財や幅広い視点から観光をコーディネートできる人財の育成に努めます。</p>	4-1 ふるさと・キャリア教育の充実	<p>○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度とを養い、地域で活躍できる人財の育成を図る。</p> <p>○ふるさと・キャリア教育支援体制を構築し、関係機関や団体との連携による活動環境の創出と地方創生の取組に触れる機会を設けることにより、地方創生に対する意識の醸成を図る。</p>	99	教育総務課	ユネスコスクール推進事業【再掲】	ユネスコスクール同士の交流を深め、先進的な取組みや活動している方を招聘し、グローバル視点でエコパーク及びユネスコスクールの意義を深めるとともに認識向上を図る。また、人生経験豊富で多様な社会人との交流など「ふるさと教育」により、ふるさとを見つめなおすとともに生きる力や郷土愛を育む。						
		100	教育総務課	本庄高校魅力化推進事業(個別事業なし)	宮崎市、国富町、本庄高校で構成する本庄高校魅力化推進協議会において、地元中学校と本庄高校との連携事業を行い、中学生の地元進学や地元定着への意識を高めるほか、本庄高校がこれまで以上に地域の高校として魅力を発進していけるよう具体的な支援を行う。	○							
		4-2 地域や企業ニーズに対応した人財の育成等	<p>○宮崎大学との包括的連携協定締結を基に、様々な研究者・機関との連携による「知の蓄積」を図るとともに、地域課題や地元企業のニーズにあった調査研究を推進する。</p> <p>○専門的なスキルなどを養う講座や研修会等への参加を支援し、経営能力などの向上を図る。</p>	101	エコパーク推進室	ユネスコ エコパーク推進事業(生物多様性地域戦略)学術的研究支援	ユネスコエコパークの基本理念のひとつである学術的知見の蓄積と各種研究者との連携を図る為、広く学術的分野における学術的調査研究の実施および支援を行うとともに、普及啓発用のガイドブックなど刊行物の作成や、市民参加型の調査も平行して実施する。						
		102	エコパーク推進室	研究機関との連携事業	宮崎大学との包括的連携協定などにより、研究機関との連携による研究の基盤づくりを図るとともに、地域や行政課題の解決に向けた研究を支援する。	○							
		4-3 新規就農者・農業法人の育成	<p>○農業支援センターと農協が連携し行う充実した研修と営農指導により、高い技術の習得と新規就農の促進を図る。</p> <p>○機械利用組合による農業機械リース事業を展開し、新規就農者の設備投資を抑えるとともに、農業機械の導入支援を図り、早期の経営安定につなげる。</p>	103	農業委員会	新規就農者確保・育成支援事業	次世代を担う農業後継者を確保・育成する為の研修に要する費用を補助し、技術力の向上や経営安定を支援する。						
		104	農業委員会	農業次世代人材投資事業	認定新規就農者を対象に、就農初期段階の経営リスクを軽減する為、給付金を支給し、技術の習得や所得の確保等を支援する。		○						
		105	農林振興課	オリジナリティーあふれる新規就農者支援事業	新規就農者や後継者は増加したが就農者を取り巻く環境は依然厳しく、農地、住宅、子育て等の課題解決と農業経営の安定化を図る為、就農者自身が望む積極的な取組みを支援するとともに、農業用機械の購入またはリース代、土地の基盤整備に要する経費の負担軽減や農業支援センターによる研修を行なう。	○				×	事業利用者も少ない為見直しを図る。「スキルアップ講座」や「機械利用組合活動推進事業」等による新規就農者支援を実施		
		4-4 地元企業への就職を促す仕組みの構築	<p>○若い世代へICT技術を活用し、地域資源の魅力を発信するとともに、地元企業の雇用環境などの見える化を推進する。</p>	106	企画財政課	移住促進事業【再掲】	町内事業所と連携し、地域で働く意識の啓発と動画によるホームページの充実とともに、地域の魅力を移住希望者などに分かりやすく発信するなどにより移住促進に取り組み、若者定着による地域力の維持・発展を図る。	○	○				

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
5 雇用の場の創出	<p>■若者の地元への定着を促し、地域経済を維持・成長させていくには、給与などの待遇面の雇用環境を改善するとともに、雇用の受け皿を確保し、生産人口の増加や女性や高齢者の活躍の場を創出していくことが重要になります。人口減少が進行する中で、地域経済を維持・成長させていくために、生産性と効率化を併せ持ったシステムの構築を検討していきます。</p> <p>■新たな産業や新たな価値を生み出すため、官民における創業支援機関の連携・支援体制を構築します。また、外貨を獲得するため、異業種間の交流等を促進する機会や場を創出していきます。</p> <p>生産性の低い分野とのマッチングにより、生産性の向上に取り組むとともに、新たな市場の開拓につながるアプローチを進めます。</p> <p>■ワーク・ライフ・バランスの普及には、既存の支援制度の活用だけでなく、経営者の意識改革を図り、男性の育児参加や長時間労働の是正のほか、テレワークや短時間労働など多様な働き方が可能になるよう条件整備に努めます。</p>	5-1 農林水産業の生産基盤の確立	<p>○生産性を高めるため、品目の選定や機械化などによる作業の効率性を高め、農協と連携し、規模効果を追求した栽培技術の確立を図る。</p> <p>○農商工が連携し、新たな複合経営、加工や流通・販売などの新たな商業活性化の展開を図る。</p> <p>○肉用牛総合支援センターによる肉用牛生産農家支援体制の充実を図り、哺乳ロボットを導入し、早期離乳による分娩間隔短縮を図り、一年一産による和牛繁殖農家の所得向上・受胎率向上・母牛の計画的更新・優良肉用牛生産のための基盤づくりを推進する。</p> <p>○作業の効率化・農業生産のデータベース化を図るため、圃場管理・栽培管理システムのサイトの構築について検討する。</p>	107	農林振興課	肉用牛繁殖雌牛導入資金利子補給事業	肉用牛繁殖経営における新規参入や繁殖牛群の改良等生産基盤の維持・拡大のため、導入資金に係る資金を融通し、繁殖農家の生産意欲の向上と経営の安定化を図る。 ※JAが2～3産目の妊娠牛を生産者に無利子で貸し付けし、その利子についてJAへ補給金を交付する。						
				108	農林振興課	優良繁殖雌牛保留導入対策事業	宮崎県が指定する種牛であり、本町の改良に貢献できる牛であることなどの導入条件和牛に求められる脂肪交雑や枝肉重量など経済形質を遺伝的に算定し、能力の高い繁殖牛から生産された雌子牛を自家保留又は導入した場合に定額助成する。						
				109	農林振興課	肉用牛支援センター農家支援対策事業	慢性的な受胎性の低さや発情回帰の遅れ等、種付回数が多くなる繁殖牛に対して預託費を一部補てんし、負担軽減と新たな肉用牛経営システムを構築させ、生産性向上と労力低減により空き牛舎を活用するなど飼養規模拡大を推進するとともに、増頭費用の一部助成により、生産意欲向上及び生産基盤の維持・拡大を図る。						
				110	農林振興課	有害鳥獣パトロールで地域活性化事業	有害鳥獣対策を行う者を雇用し、日常的に有害鳥獣対策に従事させることで農作物の被害低減を図る。			○			
				111	農林振興課	野生猿特別捕獲班活動支援事業	増加している野生猿の被害を抑える為、被害防止・啓発活動を行う野生猿特別捕獲班を設置し、その活動に対して補助を行う。			○			
				112	農林振興課	シカ捕獲促進事業	剥皮による枯損など、深刻化しているシカによる森林食害を抑える為、捕獲活動に対して補助を行う。			○			
				113	農林振興課	産地パワーアップ事業	「産地パワーアップ計画」を綾町農業再生協議会が策定し、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、消費者のニーズに応じた生産などに取り組む意欲ある生産者の総合的な支援を行う。			○			
				114	農業委員会	耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助(農地中間管理機構集積支援事業)	離農者や経営規模縮小する農用地利用の効率化及び高度化を促進する為、農地集積・集約化による生産性向上を図るとともに、耕作放棄地解消事業への支援、担い手等への貸付を行う。			○	○		
				115	農業委員会	優良農地等再生整備事業	農業者の高齢化や担い手不足により遊休化した優良農地を再生整備するための支援を行う。			○		○	
				116	農林振興課	機械利用組合活動推進事業	農業機械のリース事業を通して、自然生態系農業の推進と、個々の農家経営の安定化を図る。						
				117	総務税政課	ふるさと納税事業	「綾」のまちづくりに賛同していただける方々からのふるさと納税により、返礼品として提供している町内産品ブランド化とともに新商品開発や継続的販売に繋がる取組みを官民協働により行い、輝き続ける「綾」づくりを展開し、地域の活性化を図る。						
				118	産業観光課	県央地区企業立地促進事業(商工振興費)	県・1市2町・県産業振興機構等で構成する「宮崎県央地区企業立地促進協議会」へ参画し、企業誘致戦略の構築やPR活動など、必要な事業を展開するとともに、自然環境と調和した無公害型企業の誘致を推進する。			○			
				119	エコパーク推進室	エコパークセンター管理(サテライトオフィス)	エコパークセンターに整備した宿泊可能サテライトオフィス等の運営を行い、研究機関との連携促進による地域課題解消を図るとともに、研修室などを貸出し企業の働き方改革などの支援を図る。						
				120	産業観光課	小規模事業者特別短期融資資金利子補給	綾町小規模事業者特別短期融資事業によって受けた融資に対しての利子補給を行う。						
				121	産業観光課	中小企業者特別融資保証料補助	中小企業が抱える経営等の問題を軽減し解消する為、低利の融資制度や信用保証料を助成し、経営の安定強化を図る。						
				122	産業観光課	工芸品産業振興資金利子補給	工芸品産業設備及び運転資金の融資を受けた事業者に対してその負担する利子の一部に充てる為、補給金を交付することにより、工芸品産業の振興を促進する。						

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
	5-3 創業や事業承継等の促進	○加工業の創業について、積極的に支援し、若者が定着するような魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、販路開拓を推進する。  ○制度資金借入れに要する経費の負担を軽減などにより、設備投資を促進し、既存産業の技術・生産性の向上や経営安定化を図る。  ○産業観光会館内に設けるチャレンジショップなどを活用し、育成する取組を推進する。  ○新たに工房を開業する工芸家に対し、工房の改修費や家賃補助を行い、手づくり工芸の活性化を図る。	○加工業の創業について、積極的に支援し、若者が定着するような魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、販路開拓を推進する。  ○制度資金借入れに要する経費の負担を軽減などにより、設備投資を促進し、既存産業の技術・生産性の向上や経営安定化を図る。  ○産業観光会館内に設けるチャレンジショップなどを活用し、育成する取組を推進する。  ○新たに工房を開業する工芸家に対し、工房の改修費や家賃補助を行い、手づくり工芸の活性化を図る。	123	産業観光課	空き店舗対策事業	空き店舗に出店予定の方で、町、商工会、商店街のコンセプトに合う方に対して店舗改修費や店舗の賃借料の一部を補助し、中央商店街の活性化を図る。						
				124	産業観光課	手づくり工芸応援事業補助金	手づくり工芸の活性化を図る為、町内に新たに工房を開業する工芸者に対して、工房の改修費や賃料を補助する。						
				125	産業観光課	創業支援事業計画に基づく創業支援(商工振興対策事業)	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させる為、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。	○					
	5-4 新商品・新技術等の開発	○農商工連携などによる6次産業化とともに、魅力ある付加価値の高い商品開発を推進する。	○農商工連携などによる6次産業化とともに、魅力ある付加価値の高い商品開発を推進する。	○農商工連携などによる6次産業化とともに、魅力ある付加価値の高い商品開発を推進する。	126	農林振興課	農業支援センター運営事業	農業者の高齢化が進む中、農地集積や流動化や農作業受託を行い、また、農地の有効利用を図る為、生産事業にも取り組み、生産・加工・販売の6次産業化に取り組みながら、総合的な支援体制の整備を図る。					
					127	農林振興課	フードビジネスプロジェクト事業	6次産業化や農商工が連携したビジネスを展開するとともに、販路拡大の取組を支援する。					
					128	農林振興課	6次産業化推進事業	農産物の加工や販売等経営の6次産業化の取組みを推進し、地域資源の活用促進や新たな付加価値の創造等経営の多角化、農業所得の向上を図る。					
					129	産業観光課	工芸コミュニティ事業	新製品の開発・デザインの開発・イベントの開催・交流の促進・優良工房の導入・需要開拓事業の実施・積極的な営業活動を展開し、綾町の手づくり工芸品の振興を図る。					
	5-5 中心市街地のにぎわいの創出	○空き店舗改装などの創業支援とともに、公設駐車場整備に取り組み、歩いて楽しめる市街地環境整備により、商業活性化やにぎわい創出を図る。	○空き店舗改装などの創業支援とともに、公設駐車場整備に取り組み、歩いて楽しめる市街地環境整備により、商業活性化やにぎわい創出を図る。	130	産業観光課	商工振興対策事業	中心市街地での各種イベント実施を支援し、にぎわい創出を図り、中心市街地の活性化を推進する。						
	5-6 雇用形態の多様化・労働力の確保	○高齢者の生きがいと就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活用を推進する。  ○テレワークが推進されるよう関係機関が実施する助成事業などの啓発を行うとともに、子育て中の女性が安心して就労できるサテライトオフィスなどの基盤整備を検討する。	○高齢者の生きがいと就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活用を推進する。  ○テレワークが推進されるよう関係機関が実施する助成事業などの啓発を行うとともに、子育て中の女性が安心して就労できるサテライトオフィスなどの基盤整備を検討する。	○高齢者の生きがいと就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活用を推進する。  ○テレワークが推進されるよう関係機関が実施する助成事業などの啓発を行うとともに、子育て中の女性が安心して就労できるサテライトオフィスなどの基盤整備を検討する。	131	福祉保健課	シルバー人材センター運営補助	高齢者の技能・希望に対応して生きがいづくり、就労の場の確保と社会参加の促進に取り組むシルバー人材センターの健全な運営を支援する為、運営費の補助を行う。					
					132	エコパーク推進室	エコパークセンター管理(サテライトオフィス)【再掲】	エコパークセンターに整備した宿泊可能サテライトオフィス等の運営を行い、研究機関との連携促進による地域課題解消を図るとともに、研修室などを貸出し企業の働き方改革などの支援を図る。					
	5-7 雇用環境の改善	○仕事と子育ての両立や労働力の確保などを図るため、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進し、育児休暇などが取得しやすくなるなど、働き方の是正を図り、働きやすい環境づくりを図る。	○仕事と子育ての両立や労働力の確保などを図るため、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進し、育児休暇などが取得しやすくなるなど、働き方の是正を図り、働きやすい環境づくりを図る。	○仕事と子育ての両立や労働力の確保などを図るため、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進し、育児休暇などが取得しやすくなるなど、働き方の是正を図り、働きやすい環境づくりを図る。	133	産業観光課	中小企業退職金共済新規加入助成事業	中小企業者が中小企業退職金共済に加入することにより、中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与し、町内雇用の促進を図る。					
					134	企画財政課	男女共同参画事業	性別にかかわらず、自らがその意思で、学校・家庭・地域等に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、宮崎県男女共同参画センターとの連携により、町民への意識啓発と個々の能力に応じた活躍ができる雇用社会の実現を図る。	○				
					135	産業観光課	創業支援事業計画に基づく創業支援(商工振興対策事業)【再掲】	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させる為、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。	○				

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。



## 綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都市圏ビジョンの構成内容(案)

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
6 ブランド力の向上	<p>■ブランドの構築にあたっては、認知度や消費額の相関係数などを明確にし、ユーザー分析を行った上で、ターゲットを限定し、見せ方をはじめ、適切な時期に適切な場所で、情報発信を行い、関心を高める手法が重要になるため、これらを進めてブランドの構築に努めます。</p> <p>販路を拡大して外貨を稼ぐには、産業と観光が連携しながら、域内でお金が落ちる仕組みを構築することが重要になります。異業種間連携と販売体制の確立に努めます。</p> <p>■日本人観光客の誘客はもとより、訪日外国人の誘客を図る必要がありますが、特に、富裕層を意識した取組が重要になります。訪日外国人旅行者の受入環境の整備にあたっては、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語への対応、二次交通の充実、決済環境の改善、免税品目の拡大等に起業、店舗等と連携して進めます。</p> <p>観光は、旅行業や宿泊業だけでなく、農林水産業や小売業、交通事業者までその経済効果が波及する裾野の広い産業であるため、回遊性や滞在性を高める広域的な観光地域づくりのほか、観光資源のブラッシュアップや魅力ある商品開発などに努めます。</p> <p>交流人口の拡大に向けては、産業観光振興の視点だけではなく、地域資源に目を向け、都市と農村の交流や二地域居住の促進なども必要になっています。認知度の高いプロスポーツキャンプの誘致など継続して取り組み、情報発信するとともに、話題性を演出します。</p> <p>■農産物のブランドを確立するには、他の産地との差別化を図り、栄養・機能性成分からアプローチするなど、これまでと異なる付加価値の高め方をさらに研究します。また、高い鮮度を維持したまま輸送するために、高い鮮度を維持して消費地に移送するコールドチェーンの確立を働きかけます。</p> <p>農水産物の国外への販路拡大を図るには、購買意欲を高めるデザイン等を取り入れ、生産者と現地のバイヤーを結びつけるとともに、成長するアジア市場への農産物の加工品の販路を拡大する戦略を確立します。</p>	6-1 綾らしさを活かした取組の推進	<p>○主要観光施設などに整備した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」などを活用し、観光情報や地域のイベントなどをプッシュ配信することで、商業・観光施設間の回遊性を高める。</p> <p>○ユネスコ エコパークなどの国内外からの視察にも対応できるビジターセンターの設立を検討し運営により、情報の集約・発信及び観光をはじめとする様々な交流活動の拠点としての整備活用促進を図る。</p> <p>○安心安全な地元食材を用いた伝統食の提供や伝統文化など、地域資源と特色を生かした産業観光を推進する。</p>	136	企画財政課	韓国交流事業	友好交流協定を締結した韓国鎮安郡との交流を奨励する為、交流活動を行う者に対し補助金を交付するとともに、韓国交流イベントに参加してもらうなどし、相互の交流を促進する。								
		137	企画財政課	日本で最も美しい村連合参加事業	長年の歴史に培われた世襲財産を継承しつつ、次世代の若者たちが働き暮らしていくこと地域の自立を目指すため、加盟団体と連携し情報発信力を高める。									費用対効果・他事業取組重複・所期の目的達成により廃止	
		138	企画財政課	綾町出身者ふるさと交流会事業	大都市にて3年毎に綾町出身者の会の開催により、ふるさとへの愛着と交流を深めるとともに、親から子へ世代間をつなぎとめ、綾町への支援の輪拡大を図る。										
		139	企画財政課	子ども農山漁村交流による地域活性化事業(子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業)【再掲】	地域社会と連携できるコーディネーターを配置し、農村と都市との交流を行い、宿泊・地域学習などのさまざまな体験を通じ、子どもに生きる力と天地自然の恵みに感謝する心を育むとともに、地域活性化を図る。				○						
		140	エコパーク推進室	ユネスコ エコパーク推進事業(生物多様性地域戦略)	綾町生物多様性地域戦略をもとに綾BRエリアの保安全管理計画や綾町の総合長期計画との整合性をはかりつつ、地域と連携した実践的な保全活動計画を行うとともに、様々な関係者と連携した生物多様性保全活動の推進を図る。また、ピオトープの一般利用を促進する。										
		141	エコパーク推進室	BR地域運営協議会推進事業(各種協議会等推進事業)	BR地域運営の為に「生物多様性」「調査教育」「地域づくり」の3つの部会を設け、綾ユネスコ エコパークとしての地域づくりを推進する。										
		142	農林振興課	液状堆肥工場費	人糞尿に酵素を添加し、好気性高温発酵により良質な液肥を生産し、農地還元する。										
		143	農林振興課	堆肥工場費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発行により良質な堆肥を生産し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。										
		144	農林振興課	有機農業実践振興会	有機農業実践振興会の運営や研修活動などを支援する為、活動費用の一部を助成し、有機農業の振興を図る。										
		145	農林振興課	有機農業生産拡大推進事業	有機農業振興の中心となる各実践支部(17支部)の活動を支援する為助成し、組織体制の強化促進により、有機農産物等の生産拡大を図る。										
		146	農林振興課	有機農業推進会議	有機農業推進会議に対する活動助成(有機農業まつり・消費者モニター活動・土壌分析・栄養分析・ふれあい収穫体験他)										
		147	産業観光課	綾ひな山祭り事業	綾雛山まつり事業に要する費用の一部を補助し、地域の活性化を図る。										
		148	産業観光課	恋人の聖地「照葉短歌賞」	酒泉の杜に近接する「創造の森」は「恋人の聖地」として選定されており、全国から多くのカップルや家族づれが訪れ地域活性化が図られるよう、「愛・恋」をテーマにした短歌を募集し、受賞者の方々を表彰する。										
		149	社会教育課	花いっぱい運動【再掲】	自然豊かな花のある美しい町づくりの為、町内の沿道や各公民館の花壇などへ花の植栽活動を通年、全町的に行う。										
		150	企画財政課	中山間活性化対策事業	○プロスポーツキャンプ受入態勢と施設の充実を図るとともに、新たに、関係団体との連携による地域資源を活かした氷上スキー大会を誘致するなど、スポーツランドみやざきの取組を推進する。	150	企画財政課	中山間活性化対策事業	広沢ダム湖水上スキー場の維持管理や通年合宿する大学生等の受入態勢を整えるとともに、宮崎県水上スキー連盟主催の水上スキージュニア(U-17)大会開催に要する費用の一部を補助する。						
		151	産業観光課	スポーツ施設等維持管理整備事業(小田爪多目的広場整備等)	スポーツ施設等の適切な維持管理により、施設機能を高め、利用促進を図る。	151	産業観光課	スポーツ施設等維持管理整備事業(小田爪多目的広場整備等)	スポーツ施設等の適切な維持管理により、施設機能を高め、利用促進を図る。						
		152	産業観光課	合宿センター整備	合宿センターを増築するなど、施設機能を充実させ、利用者増加による地域活性化を図る。	152	産業観光課	合宿センター整備	合宿センターを増築するなど、施設機能を充実させ、利用者増加による地域活性化を図る。						
		153	産業観光課	職業球団等キャンプ受入事業(職業球団等キャンプ受入・中山間地域活性化事業)	「スポーツランド綾」を推進する為、各競技団体へのネットワークを広げ、プロ、社会人、学生の合宿誘致を推進し、合宿の受入を体制強化を図る。	153	産業観光課	職業球団等キャンプ受入事業(職業球団等キャンプ受入・中山間地域活性化事業)	「スポーツランド綾」を推進する為、各競技団体へのネットワークを広げ、プロ、社会人、学生の合宿誘致を推進し、合宿の受入を体制強化を図る。	○					
		154	産業観光課	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致の為、充実したスポーツ施設と受入態勢をPRし、オリンピック関連大会の開催等を支援する。(種目問わず)	154	産業観光課	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致の為、充実したスポーツ施設と受入態勢をPRし、オリンピック関連大会の開催等を支援する。(種目問わず)						

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏ビジョンの位置づけ	国県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
	6-3 観光客受入環境の充実	○観光施設・宿泊施設・公共施設において、整備した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」などのWi-Fi環境を整備する周知とともに、観光パンフレットや観光案内板についても多言語に対応した整備により、国内外からの観光客の受入環境の充実を図る。	○観光施設・防災Wi-Fiステーション整備事業	155	企画財政課	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	避難所や避難場所等に整備した、耐災害性の高い公衆無線LANにより、災害時において災害情報や安否確認などの受発信を可能とするとともに、観光情報を多言語で発信し、観光情報の入手やSNSでの情報発信を容易とする通信環境を活用して地域活性化を図る。	○					
				156	産業観光課	観光施設Wi-Fi整備事業		○					
				157	産業観光課	宿泊施設等維持管理整備事業(綾川荘・てるはの森の宿)	茅葺屋根の葺き替えなどの適切な維持管理により、利用者の安全確保や施設の魅力を高め、利用促進を図る。						
				158	産業観光課	活性化協会施設管理	観光拠点施設や宿泊施設の運営管理について、綾町産業活性化協会を指定管理者として委託する。						
				159	企画財政課	都市再生整備計画	中心市街地の再整備において、ユネスコエコパークにふさわしい空間整備を行うとともに、有機的な案内看板によるそぞろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを再生する。		○	○			
	6-4 自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓	○町内すべての生産者を対象とした自然生態系農業の推進に関する条例に沿った栽培管理と記帳を徹底し、栽培管理記録を消費者に提供できる体制整備を推進する。  ○JAS法に基づく有機認証として、支援体制を強化し、JAS認定事業者を増加させるとともに、農産物の販路拡大と高付加価値化を図る。  ○都市部の消費者との産直交流のために、インターネットを通じて産地情報などを消費者に提供するECサイトの環境整備を図る。  ○特産品(日向夏みかん)の海外輸出継続により、綾ブランドの定着を図り、様々な品目の海外輸出について国内外への展開を図る。  ○周辺自治体や関係団体と連携し、農林水産物のブランド化を推進するとともに、関係団体などが行う海外への輸送などに要する費用の負担を軽減し、国内外への販路拡大を図る。  ○6次産業化などで開発した商品の販売力を高めるため、ブランド構成要素をしっかりと検討し、動画などによる効果的なPRによる消費拡大と販路拡大を図る。	○町内すべての生産者を対象とした自然生態系農業の推進に関する条例に沿った栽培管理と記帳を徹底し、栽培管理記録を消費者に提供できる体制整備を推進する。	○JAS法に基づく有機認証として、支援体制を強化し、JAS認定事業者を増加させるとともに、農産物の販路拡大と高付加価値化を図る。	160	農林振興課	特産品販路開拓事業(特産品海外販売促進対策事業負担金)	特産品ならびに農産加工品の国内外への販路開拓において輸送費用を補助し、農家の負担軽減と需要拡大による生産者の意識と所得向上を図る。	○				
					161	農林振興課	産地パワーアップ事業(農業支援センター運営事業)	農業者の高齢化が進む中、農地集積や流動化や農作業受託を行い、また、農地の有効利用を図る為の生産事業にも取り組み、生産・加工・販売の6次産業化に取り組みながら、総合的な支援体制の整備を図る。					
					162	農林振興課	有機JAS認定業務	有機JAS登録認定機関として、技術的基準に基づく認定業務の技術水準を維持する為、研修体制の充実と情報の的確な収集を図り、有機JASによる有機農産物の生産の拡大を図る。					
					163	農林振興課	全国和牛能力共進会	全国和牛能力共進会への出品支援を行う。					
					164	農林振興課	特産品販路開拓事業(農産加工品販路開拓支援事業)	農業生産において生じる規格外生産物について、農産加工品として商品化するとともに、販路開拓や技術習得の支援を行う。	○				
					165	農林振興課	農産物ブランド強化推進事業(有機農業センター事務局費)	自然生態系農業のまちとして農産物のブランド強化を促進する為、残留農薬検査を定期的実施し、生産者の意識向上を図る。	○				
					166	産業観光課	綾町物産展	綾町工芸コミュニティ協議会が行う綾町の物産・観光のPRをする為、九州管内において開催される物産展に出展する経費などについて支援する。					
	6-5 ユネスコエコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進	○観光拠点と施設間を結ぶ遊歩道の整備による森林セラピー基地・オルレ・フットパスなどを充実させるとともに、自転車専用レーンなどの整備により、環境にやさしく自然を感じながら心身のリフレッシュができるプログラムの充実を図る。	○観光拠点と施設間を結ぶ遊歩道の整備による森林セラピー基地・オルレ・フットパスなどを充実させるとともに、自転車専用レーンなどの整備により、環境にやさしく自然を感じながら心身のリフレッシュができるプログラムの充実を図る。	167	エコパーク推進室	まちづくり協議会推進事業	ユネスコエコパークを生かしたまちづくりについて、課題を探り、改善策や事業企画を練りながら、取組への提言や企画の事業化を行う為、まちづくり協議会の運営経費を補助し、綾ユネスコエコパークとしてのまちづくりを効率的に推進する。						
				168	エコパーク推進室	自然環境ガイド事業	森林セラピーやfootpathなどの自然環境に関するガイド事業の充実化とともに、九州管内のセラピー基地のネットワークと連携し、集客を図る。						
				169	産業観光課	サイクルマップ事業(観光費)	散走をはじめ、登坂などの名物コースなどのサイクルマップを、食や地域資源などの情報をあわせ作成・配布し、「サイクランドみやざき・綾」を目指す。			○			
				170	企画財政課	公共交通(企画振興総務費)	沿線の自治体及び宮崎交通圏と連携し、日常生活に必要な路線バスの便数(40本)維持するとともに、ワンウェイバス・バイク(ロードバイク等)とバスの連携事業などによるバスの利用促進を図る。 ※企業と連携し、利用者は、往路(宮崎市→綾町)をレンタサイクル、サイクルマップの活用など観光拠点等を散走したのち綾待合所等の拠点に乗り捨て、復路(綾町→宮崎市)はバスに乗車。乗り捨てサイクルは企業が回収するなどを検討。	○					
	6-6 中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり	○無電柱化をはじめ、道路のグレードアップ化など、ユネスコエコパークとしてふさわしい景観整備による癒しを感じる都市空間形成を図る。	○無電柱化をはじめ、道路のグレードアップ化など、ユネスコエコパークとしてふさわしい景観整備による癒しを感じる都市空間形成を図る。	171	建設課	無電柱化事業	景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、ユネスコエコパークを活かした良好な空間形成とともに通行者の安全性の確保と防災性の向上を図る。		○				
				172	企画財政課	都市再生整備計画【再掲】	中心市街地の再整備において、ユネスコエコパークにふさわしい空間整備を行うとともに、有機的な案内看板によるそぞろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを再生する。		○	○			
	7 広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備	■広域交通網については、高速道路インターチェンジや鉄道駅、空港、港湾が近隣市に整備されており、それらを利用した良好なアクセス性の確保が求められます。また、道路網については、県道の交通混雑の緩和や交通ネットワークの強化を図ります。 超高齢社会を迎える現在、周辺地域と連携し、公共交通機関を充実させ、高齢者をはじめとした交通弱者にとって特に必要不可欠なバス路線の維持・存続に努めます。 地域の発展や産業・観光面での競争力の強化、地域生活の利便性向上のため、交通基盤の整備を進めるとともに、住民が自由かつ容易に移動することができる、効率的で利便性の高い交通体系を確立し、時代と地域のニーズに合った交通手段の確保に努めます。	○公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化を図る。  ○限られた資源を集中利用し、人口と効率的な公共サービスを維持することを目指し、立地適正化計画の策定を検討する。  ○歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設などの設置に努め、自治公民館活動やボランティア活動などによる美化と維持管理を促進する。	7-1 都市機能の集約化	173	建設課	立地適正化計画作成の検討	多極ネットワーク型コンパクトシティへの誘導を図る為、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を検討する。	○				
7-2 広域公共交通網の構築				175	企画財政課	公共交通(企画振興総務費)【再掲】	沿線の自治体及び宮崎交通圏と連携し、日常生活に必要な路線バスの便数(40本)維持するとともに、ワンウェイバス・バイク(ロードバイク等)とバスの連携事業などによるバスの利用促進を図る。 ※企業と連携し、利用者は、往路(宮崎市→綾町)をレンタサイクル、サイクルマップの活用など観光拠点等を散走したのち綾待合所等の拠点に乗り捨て、復路(綾町→宮崎市)はバスに乗車。乗り捨てサイクルは企業が回収するなどを検討。	○					
7-3 物流体制の整備				176	農林振興課	特産品販路開拓事業(特産品海外販売促進対策事業負担金)【再掲】	特産品ならびに農産加工品の国内外への販路開拓において輸送費用を補助し、農家の負担軽減と需要拡大による生産者の意識と所得向上を図る。	○					
				177	農林振興課	宮崎空港振興協議会	宮崎県と連携して宮崎空港における国内及び国際航空路線の利用を促進する為、「宮崎空港進行協議会」の運営費の一部を負担する。						

※「都市圏ビジョンの位置付け」欄の◎は、新たに位置付ける事業を指しています。